

平成24年9月号

e~ろうむ.net  
(いい労働)

連絡先：〒160-0023  
東京都新宿区西新宿6-20-9 西新宿VIPROYAL301  
社会保険労務士事務所NKサポート  
電話：03-5322-4505 FAX：03-5322-4503  
e-mail：info@e-606.net

## 「育児・介護」に関する制度の利用実績

### ◆制度によって利用実績にバラツキ

厚生労働省が発表した、(1) 育児休業制度、(2) 短時間勤務制度、(3) 所定外労働の免除、(4) 子の看護休暇制度、(5) 介護休業制度、(6) 介護休暇制度に関する利用実績(平成23年4月1日から12月31日まで)の調査結果によると、正社員による(1)の利用実績は5割以上で、非正社員でも201~300人規模の企業では2割を超えました。

しかし、その他の制度については、(2)短時間勤務制度の利用実績が201~300人規模の企業の正社員で約45%、(3)~(6)はいずれも「利用者はいない」の回答が50%を上回る結果となり、制度によって利用実績にバラつきがあることが明らかになりました。

### ◆正社員男性は「子の看護休暇制度」の利用が多い

正社員の男性の利用実績に着目すると、101~200人規模の企業において(4)子の看護休暇制度の利用実績が4.6%、201~300人規模では9.0%と、いずれも(1)育児休業制度の利用実績を上回る結果となっています。

非正規社員の男性については、(1)~(6)のいずれについても1%を下回る結果となっていますが、(4)については101~200人規模の企業で0.2%、201~300人規模の企業で0.9%と、(1)・(2)の0%よりは利用されていました。

### ◆介護に関する制度の利用実績は総じて低い

今回の調査では、201~300人規模の企業における女性正社員の(1)育児休業制度の利用実績が80.0%と最も多い結果となりましたが、同規模の女性正社員で比較しても(5)介護休業制度は6.1%、(6)介護休暇制度は5.5%と大きな開きがありました。

(5)・(6)については「対象者がいない」と回答している企業が2割を超え、育児に関する制度よりも対象者・利用者ともに少なくなっていることも原因と考えられますが、約半数の企業が「利用者はいない」と回答していることから、利用が進んでいないとも考えられます。

## 今こそ必要な「旅費規程」の見直しと経費節減策

### ◆財務省主導による調査の結果

財務省から、「民間企業の旅費に関する実態調査」(調査対象3,500社、回答540社)の結果が発表されています(調査実施は株式会社リサーチアンドソリューション)。

この内容は、出張が多く経費がかさみがちな企業にとっては、非常に参考になるものでしょう。

### ◆「旅費規程」の具体的な見直し内容

この調査結果によれば、「過去に旅費規程の見直しを実施した」企業は8割強で、大幅な見直しを実施していない企業は18.0%に過ぎませんでした。

平成23年度調査における「旅費規程」の見直し内容で、約15%以上の企業が実施している内容は次の8項目でした。

- (1) 手続き、精算方法の簡素化 (25.0%)
- (2) デイスカウト・チケット等の利用 (19.3%)
- (3) 手続き、精算方法の厳格化 (17.6%)
- (4) 距離区分・地域区分の見直し (17.0%)
- (5) 出張事前承認・承認の厳格化 (15.9%)
- (6) 日当の引下げ (15.4%)
- (7) 職階区分の見直し (14.6%)
- (8) 宿泊料の実費支給化 (14.6%)

### ◆具体的な経費節減策

また、出張関連の経費節減策として、下記の内容を実施している企業が多いようです。出張旅費が増加傾向にある企業にとっては経費節減のヒントとなるでしょう。

- ・出張件数の削減(必要な出張のみ実施、事前承認の厳格化、テレビ会議システムの導入)

- ・出張内容の短縮、小規模化
- ・「宿泊出張」から「日帰り出張」への変更
- ・各種割引運賃、パック商品、コーポレートカードの利用
- ・旅行代理店との契約
- ・会社でのマイレージの管理

## 9月の税務と労務の手続 [提出先・納付先]

10日

○源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付

[郵便局または銀行]

○雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]

○労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合>

[労働基準監督署]

30日

○健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]

○労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]

○外国人雇用状況報告(雇用保険の被保険者でない場合)<雇入れ・離職の翌月末日>

[公共職業安定所]

## 当事務所より一言

男性の育児休業と、全体的な介護休業取得数が極めて低い実態が浮き彫りになりました。従業員にとって良い職場環境であるためには、各休業休暇制度の仕組みや、社会保険給付の概要等、周知を広めていくことが重要であるといえます。

旅費規定の見直し会社が多いようです。IT技術の進展も相まって、遠距離の出張は今後、より少なくなっていくかもしれません。

また、承認の厳格化、精算方法の簡素化等、見直しによって経費削減や業務効率化を進められる可能性があることも見逃せないポイントになるでしょう。